

消防活動阻害物質の調査結果

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は解除が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質にあつては、5物質であつた。

これらの物質について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（平成26年度第1回）」において決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行ったところ、

- ① 毒物又は劇物として指定することが妥当であると判断された物質（3物質）のうち2物質は危険物として規制されていることから、消防活動阻害物質の候補として除外した。残りの1物質（ピロカテコール）にあつては、文献等により火災時（加熱時）における一定の危険性が認められたことから、消防活動阻害物質としての指定の候補物質とし、さらに調査を行うことが必要であると考えられる。
- ② 毒物又は劇物として指定されていたが、当該指定を解除することが妥当であると判断された物質（2物質）にあつては、現に消防活動阻害物質として指定されていないことが確認された。

毒物・劇物の 指定・解除	物 質 名	危険物 の指定	消防活動 阻害物質
毒物指定	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	第5類	非指定
毒物指定	クロロ炭酸フェニルエステル	第4類	非指定
劇物指定	ピロカテコール	非危険物	非指定
劇物除外	N-(4-シアノメチルフェニル) -2-イソプロピル -5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド		非該当
劇物除外	(4Z)-4-ドデセンニトリル		非該当

「消防活動阻害物質」候補物質調査結果(5物質)

資料Ⅱ-3

物質名	CAS No. 化審法番号	分子量	用途(*1)	性状(*1)	流通量(*2)	危険物の指定	SDS等における 火災時の対応 (*3)	(厚生労働省) 毒物・劇物 指定 (*1)	予想される消防活動 阻害物質に関する指 定要件該当項目	消防活動阻 害物質指定の 候補(案)
1 1-クロロ- 2,4-ジニトロ ベンゼン	CAS No 97-00-7 化審法 3-454	(MW 202.6)	アルキル化、アリル化及び置換反応用試薬。染料、防カビ剤等の製造に使用。	淡黄色の結晶および結晶性粉末 引火点 194℃ (c.c.) ・強酸化剤、強塩基と反応する。	・製造輸入数量 (2012年度) 1,000トン未満	第5類 ニトロ化合物自己反応性物質、	水噴霧、泡消火薬剤、乾燥砂により消火する。火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)を放出する。	本物質及びこれを含有する製剤を「毒物」に指定した。	②:加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生するもの。	非指定
2 クロロ炭酸 フェニルエス テル	CAS No 1885-14-9 化審法 3-629	(MW 156.6)	合成用試薬。クロロ炭酸エステル類として、重合触媒、プラスチックの改質、繊維処理、医薬品に使用。農薬の原料として使用。	刺激臭のある無色の液体 引火点 69℃(c.c.) 加熱や水、湿気との接触により分解し、有毒ヒュームを発生する。酸、アルコール、アミン、塩基、酸化剤、金属と激しく反応する。	・製造輸入数量 (2012年度)秘密保持のため開示なし。 ・価格(試薬ベース東京化成) ¥10,900/500ml	第4類 引火性液体、第二石油類非水溶性液体	粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂により消火する。水による消火は不可。火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)を放出する。	本物質及びこれを含有する製剤を「毒物」に指定した。	①:常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気が発生するもの ②:加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生するもの	非指定
3 ピロカテコール	CAS No 120-80-9 化審法 3-543	(MW 110.1)	香料、重合防止剤、抗酸化剤、医薬品、農薬の合成原料として使用。また、レジストの剥離剤、脱酸素剤(活性炭吸着剤)、メッキ処理剤の原料として使用。	特徴的臭気のある無色結晶 引火点 127℃ (c.c.) 酸化剤と反応する	・製造輸入数量 (2012年度) 10,000トン ・価格 (試薬ベース和光) ¥10,500/500g	非該当	水噴霧、粉末消火薬剤により消火する。燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。	本物質及びこれを含有する製剤を「劇物」に指定した。	②加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生するもの	非指定
4 N-(4-シアノ メチルフェニル)-2-イソブ ロピル-5-メ チルシクロヘ キサンカル ボキシサミド	CAS No 852379- 28-3 化審法 対象デー タなし	(MW 298.4)	調合香料の原料	白色~微黄色固体				本物質およびこれを含有する製剤を「劇物」から除外した。		非該当
5 (4Z)-4-ドデ センニトリル	CAS No 1071801- 01-8 化審法 対象デー タなし	(MW 179.3)	化粧品用香料の調合原料	液体 130℃				本物質およびこれを含有する製剤を「劇物」から除外した。		非該当

(*1) 厚生労働省 毒物および劇物指定の一部改正について(通知)薬食発0625第2号
 (*2) 経済産業省 一般化学物質の製造・輸入数量(平成24年度実績)
 (*3) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト モデルSDS